

# 令和6年度 自動点呼機器導入促進助成事業 実施要領

## 1. 事業の趣旨

中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼機器の普及促進を図る。

## 2. 助成対象者

香川県トラック協会の会員事業者で、中小事業者を対象とする。

※中小事業者とは、中小企業基本法による中小企業者

- ・ 資本金の額または出資の総額が、3億円以下の会社
- ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

## 4. 助成対象

助成対象とする自動点呼機器は、国土交通省の認定を受けたもので、令和6年4月1日以降に契約または利用開始したものとする。

## 5. 助成額

対象となる自動点呼機器の導入費用（周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む）（上限10万円）

※当該年度内の申請台数は、各協会1事業者あたり1台分を上限とする。ただし、所属する協会の域内に安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は2台分（上限20万円）とする。

## 6. 実施期間

令和6年6月11日～令和7年2月7日

## 7. 留意事項

### （1）助成対象機器等について（交付要綱第2条関係）

助成対象機器は、国土交通省が認定した「自動点呼機器」とする。

### （2）助成額について（交付要綱第4条関係）

導入費用には、機器本体の他、部品や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用を含めることができる。なお、消費税は導入費用には含まない。

### (3) 申請書類について

- ・自動点呼機器導入促進助成 申請書
- ・取扱店に支払った導入費用の領収証の写し
- ・管理NO（シリアルナンバー）が記載された書類の写し  
（2. に記載されている場合、不要）
- ・国土交通省に届出をして受理された「業務後自動点呼の実施に係る届出書」の写し（受付日：令和7年2月1日迄）
- ・Gマーク事業所は、有効期間内の認定証の写し

以 上